

2017年度 シラバス情報表示画面

科目コード : 51214 単位数 : 4

科目名	刑法各論	科目責任者	佐瀬 恵子
課題と試験担当教員	佐瀬 恵子		
履修方法	T テキスト学習		
ナンバリング	CLAWP330		

■ 科目概要

本科目では、刑法各論を学習します。

刑法典は、「第一編・総論」「第2編・各論」の二編からなっています。

刑法総論は、あらゆる犯罪に共通する、行為とか、因果関係等の構成要件の問題や、その行為が違法に行われたのかという違法性の問題、さらにその行為者に責任があったのか、なかったのかという責任の問題等すべての犯罪に共通する概念を明確にする意義をもっています。

刑法各論は総論とは違って、犯罪となるべき行為を個別的に類型化し、その各々について科せられるべき刑罰の種類および程度を各本条で規定しています。例えば、刑法199条は、「人を殺したるものは死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」と規定していますが、この「人」という概念はどのようなものをいうのか、また「殺す」という行為はどのようなものをいうのか、これが解釈の問題となります。これらのことを、判例・学説をできるだけ説明しながら理解できるようにしたいと思います。

なお、刑法各論の研究対象は、刑法典上のものに限定されるものではありませんが、本科目では、刑法典上のものに限定させていただきます。また、刑法典は、各罪を罪質に従って分類整理して体系的に規定しておりますが、本科目では必ずしも刑法典の規定順序に拘泥せず、解釈上重要な論点を含んでいると思われる罪を選び出して学習を進めてまいります。

■ 到達目標

刑法典上の犯罪、一罪一罪について理解を深め、刑法各論につき独力で勉強することができる程度の学力を身につけることを目標とします。

- ・総論と各論の違いや、刑法各論の問題点における各学説の理解ができる。
- ・専門用語が用いられている刑法の基本書を読み、どういった問題が存在しているのか理解することができる。
- ・各論で取り上げられている問題に対してどのような見解があるか、独力で判例や文献にあたって調べることができる。
- ・各論で取り上げられている問題に対して、判例の立場や学説にどのようなものがあるか、説明することができる。
- ・「自分はどのような理由でこの説に賛成する」という、「自分の考え」を説明することができる。
- ・各論で問題となっていることが、総論において体系上どこに位置する問題かをあてはめることができる。

■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
第1編、第1章、 第1節	①刑法各論の学習の仕方について。 各論の学習の仕方は、テキストの巻末に述べています。そこにも述べてありますが、まずテキストを開きましょう。そして、とにかく読んでみてください。このテキストは、話し言葉で誰が読んでも理解できるように執筆してあります。 ②個人の生命・身体に対する罪 (1) 殺人罪の「人」とは何か。各学説を考え、自分が最もよいと思う説を明らかにします。 (2) 自殺関与罪、囑託承諾殺人罪にも触れます。
第1編、第1章、 第2節	個人の生命・身体に対する罪 (1) 暴行罪について。 (2) 傷害罪の「傷害」の意義について。 (3) 傷害致死罪について。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第1編、第1章、 第5節	個人生命・身体に対する罪 (1) 遺棄罪について。遺棄の概念。 (2) 保護責任者遺棄罪について。 (3) 保護責任者遺棄致死罪について。
第1編、第2章、 第6節	私生活の平穏を害する罪 (1) 住居侵入罪について。 (2) 不退去罪について。
第1編、第3章、 第1節	個人名誉・信用に対する罪 (1) 名誉毀損罪について。 (2) 名誉毀損罪と侮辱罪の違い等。
上記、1回目～5 回目までの範囲の 復習。	DVDの内容の確認（特に犯罪成立要件について）と簡単な試験を実施致します。 その後、個人名誉・信用に対する罪・名誉毀損罪における真実性の証明について。また、その錯誤につ いて。
第1編、第4章、 第1節	個人の財産に対する罪 (1) 財産罪の保護法益について。特に窃盗罪について。 (2) 「財物」と「財産上の利益」について。 (3) 使用窃盗はなぜ処罰されないか。
第1編、第4章、 第2節	個人の財産に対する罪 (1) 窃盗罪について。 (2) 親族間の犯罪に関する特例について。
第1編、第4章、 第3節	個人の財産に対する罪 (1) 強盗罪について。 (2) 強盗罪の諸問題について。
第1編、第4章、 第3節	個人の財産に対する罪 (1) 事後強盗罪について。 (2) 強盗致死傷罪について。
第1編、第4章、 第4節	個人の財産に対する罪 (1) 詐欺罪について。 (2) 詐欺罪における諸問題について。
第1編、第4章、 第6節	個人の財産に対する罪 (1) 横領罪について。 (2) 業務上横領罪について。 (3) 遺失物等横領罪について。
第1編、第4章、 第6節&第7節	個人の財産に対する罪 (1) 背任罪について。 (2) 横領罪と背任罪の相違について。
第1編、第4章、 第8節&第9節	個人の財産に対する罪 (1) 建造物損壊罪について。 (2) 器物損壊罪について。 個人の財産に対する罪 (1) 盗品等に関する罪について。 (2) 親族に関する特則について。
	試験
第1編、第1章、 第3節	過失傷害に対する罪。 (1) 過失致死傷罪。 (2) 業務上過失致死傷罪。 (3) 重大なる過失致死傷罪。 (4) 自動車運転過失致死傷罪。
第1編、第1章、 第4説及び、第2 章、第4節	墮胎の罪について。 (1) 墮胎の概念。 (2) 自己墮胎罪等 性的自由に関する罪について。 (1) 強制わいせつ罪について。 (2) 強姦罪について。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第1編、第2章、 第2節	脅迫の罪について。 (1) 脅迫罪について。 (2) 強要罪について。
第1編、第2章、 第1節・第3節	個人の自由に対する罪について。 (1) 逮捕監禁罪について。 (2) 逮捕監禁致死罪について。 (3) 拐取罪について。 (4) 拐取罪の各罪について。
第1編、第2章、 第5節	信用および業務に対する罪について (1) 信用毀損罪について。 (2) 業務妨害罪について。 (3) その他業務妨害罪について。
第1編、第2章、 第7節	秘密を侵す罪について。 (1) 信書開封罪について。 (2) 秘密漏示罪について。
第2編、第1章、 第1節&第3節& 第5～6節	公共の安全に対する罪 (1) 騒乱の罪について。 (2) 出水及び水利に関する罪について。 (3) あへん煙に関する罪について。 (4) 飲料水に関する罪について。
第2編、第1章、 第2節	公共の安全に対する罪 (1) 公共の安全に対する罪 (2) 放火罪における焼損の概念について。 (3) 不作為における放火とはどういう場合か。 (4) 非現住建造物の放火とは何か。 (5) 失火罪について。
第2編、第1章、 第4節	公共の安全に対する罪 (1) 往来妨害・往来危険罪および同致死傷罪について。 (2) 汽車転覆罪および同致死傷罪について。 (3) 過失による往来危険罪について。
第2編、第2章、 第1節	公共の信用に対する罪 (1) 通貨偽造罪について。 (2) 通貨偽造を準備する行為は犯罪か。
第2編、第2章、 第2節	社会の信用に対する罪 (1) 文書偽造罪について。 (2) 有形偽造と無形偽造とは何か。
第2編、第3章、 第1節～第3節	社会の風俗に対する罪 (1) わいせつ及び重婚の罪について。 (2) 賭博及び富くじに関する罪について。 (3) 礼拝所及び墳墓に関する罪について。
第3編、第2章、 第1節&第5節	国家の作用に対する罪 (1) 公務執行妨害罪について。 (2) 汚職の罪について。
第3編、第2章、 第3節	犯人蔵匿および証拠隠滅の罪について。 (1) 犯人蔵匿罪について。 (2) 証拠隠滅罪について。 (3) 親族間の特例について。 (4) 証人等威迫罪について。

■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	問われている内容につき、その意義とそこで生じている問題点、それをめぐる学説等が最低限説明されていれば単位認定と致します。

種別	評価基準
レポート	レポート課題教材解説を参考に、問われている内容につき、基本的な説明がなされていれば合格と致します。 レポート内において、自説を展開される際に、自身が採用している見解とその見解を採用した上で導き出されるはずの結論が大きく異なる場合は、理解不十分として再提出の可能性がります。

■ 評価方法

- 科目試験：70%
- レポート：30%

■ 教科書

書名：刑法各論新版
著者名：佐瀬一男
出版社名：創大通信教育部
出版年：2009.4
版：初版
刷：
ISBN：978-4-86302-034-4

■ 参考書

- ・著者名：西田典之、山口厚、佐伯仁志編
- ・書名：ジュリスト「刑法判例百選Ⅱ」各論
- ・出版社：有斐閣
- ・出版年および版：2014年・第7版

■ 履修上のアドバイス

各論は、総論との関係の上から学習するとよくわかります。一つひとつの学説がなぜそのように考えられるかを自分なりに理解してください。とくに各論は、主体、客体、因果関係、結果などがはっきりしています。一つひとつの犯罪に対してこれらを考えてください。その他、教科書の説明内容がわからない、学説の内容がわからない等がありましたら、スクーリングの講義の際や質問票を利用して担当教員にお尋ねください。

■ 自習時間

授業1回につき1時間～2時間ほど。授業回数ごと、学習対象となっている教科書の範囲を1回は読むようにしましょう。その際に、わからない用語に印をつけて、辞書等で調べる時間も含まれます。

■ 担当者のプロフィール

★科目担当者

佐瀬 恵子

創価大学法科大学院で准教授をしています。

創価大学法学部、創価大学大学院法学研究科出身です。刑法の違法論を中心に研究をしています。

★スクーリング担当者

・池田 秀彦

創価大学法学部教授

・長田 秀樹

創価大学法学部准教授